

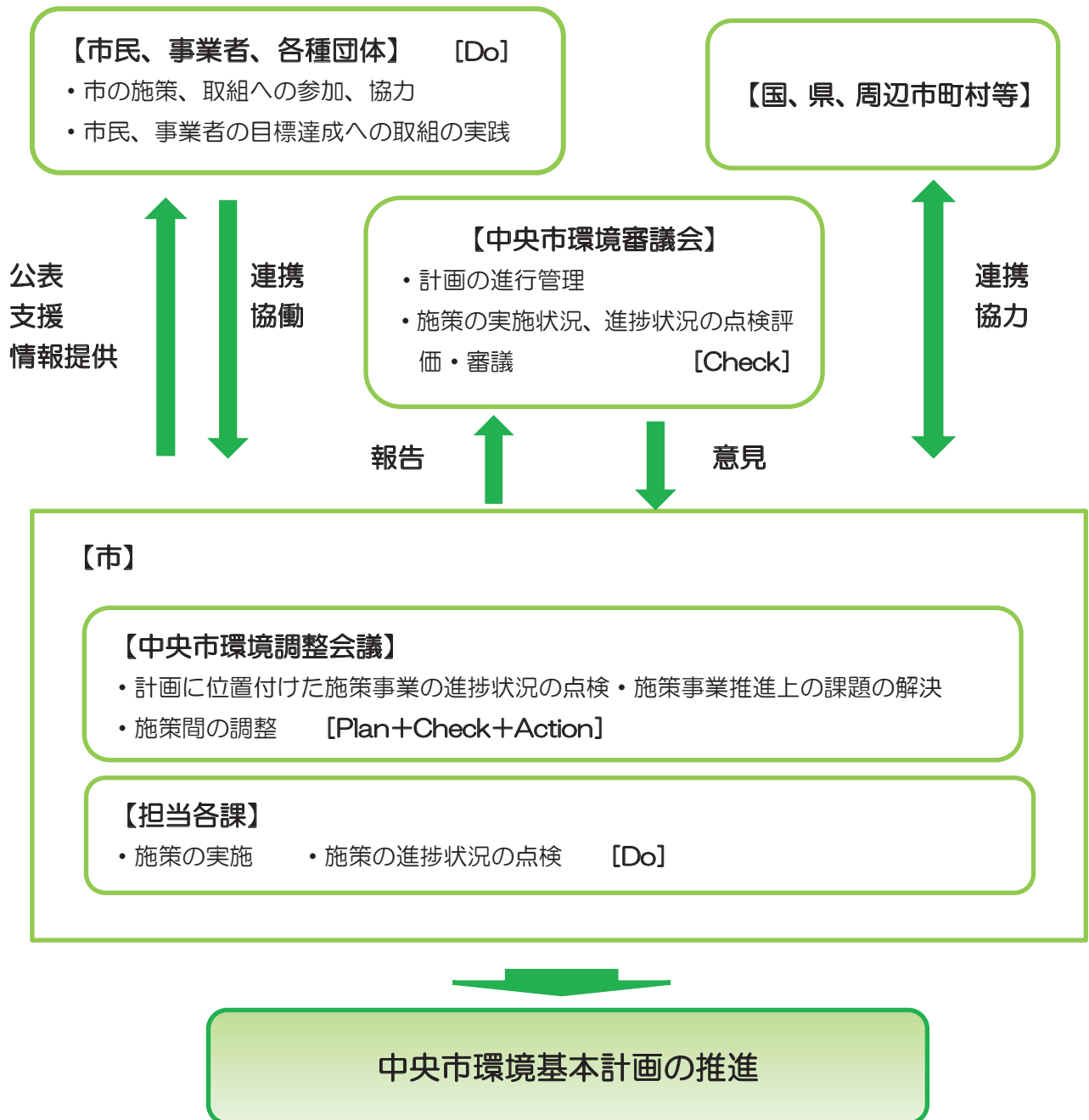
第 6 章

計画の進行

第6章 計画の進行

第1節 計画の推進体制

環境基本計画を着実に推進し機能するためには、市民、事業者、行政がお互いの役割を理解し、各主体が協働して取り組む体制の構築が必要です。以下に計画の推進体制を示します。



(1) **中央市環境審議会**（設置根拠:中央市環境審議会条例）

本市の環境保全対策の基本方針に関して調査・審議します。

(2) **中央市環境調整会議**

本市の環境行政を総合的かつ計画的に推進するために庁内各課の環境関連施策の調整などを行います。

(3) **広域的な連携、協力**

環境問題を解決し良好な環境づくりを行うためには、本市の枠を超えた広域的な連携が必要で、国、県、周辺市町村などと連携・協力体制を強化していきます。

第2節 計画の進行管理

この計画の進行管理は、Plan（計画）・Do（実施）・Check（点検・評価）・Action（見直し）のPDCAサイクルの考え方に基づいて進行管理に努めます。目標の達成状況や施策事業の状況を定期的に点検し評価を行います。その上で、環境問題をめぐる状況や社会的動向を踏まえて見直しを行い、新たな課題に対応していくものとします。また、本市の環境状況や本計画に定めた施策事業の実施状況について、広報紙、市ホームページ、SNSなどを通じて公表し、環境意識の普及啓発を図ります。

図表6-1にPDCAサイクルの基本図を示します。

図表6-1 PDCAサイクル

